

し、以及欠債を索討するを許さざるを蒙る。此れ誠に皇上、外藩を撫恤するの至意にして、列憲の照料して遺すところ無きの鴻恩なり。茲に封典、已に竣わり、使を遣わして謝恩するの便に逢い、理として合に咨謝すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩為わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光十八年（一八三八）八月十五日

注\*本文書は「二六六一〇」文書の咨覆である。

(1) 警 校訂本では「愍」だが「二六六一〇」同様に改めた。

(2) (4) (5) 徇 校訂本では「狗」だが「徇の俗字」の誤りか。

(3) 威 校訂本では「威」だが「二六六一〇」より改めた。

(6) 体 校訂本では「礼」だが「二六六一〇」により改めた。

(7) 叩 校訂本では「叩」だが、文意から訂正した。

(8) 列憲 総督・巡撫両官のこと。

2-167-27

国王尚育より福建布政使司あて、前行牌・火票を弾圧官蔣召棠に送交したことを知らせる咨

(道光十八《一八三八》、八、十五)

琉球国中山王尚(育)、咨明の事の為にす。

照得するに、礼二部の頒発せる冊封の欽差の前行牌一面・火票

一道は、経に敝国接貢船の都通事林興泰等、先に国に齎回し、随いで経に転飭して分別して備辦せしめ、冊封の宝舟二隻、示して已に臨国す。

茲に封典全て竣わり、天使は閩に回らんとす。所有の前行牌・火票は、経に弾圧官蔣召棠に送交して齎捧せしむるを除くの外、理として合に咨明すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩為わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光十八年（一八三八）八月十五日

注\*前行牌を届けることについての関連文書が「二六六一二〇」にある。

(1) 弾圧官 下級官吏の取り締りをする官。

2-167-28

国王尚育の、冊封の謝恩のため都通事魏学源等に付した符文

(道光十八《一八三八》、八、十五)

琉球国中山王尚(育)、天恩に恭謝する事の為にす。

切照するに、道光十八年、欽差正使翰林院修撰林・副使翰林院編修高、詔勅を恭捧して敝国に貢臨し、詔勅を宣読して王爵を授封するを蒙る。盛典已に行われ、例として官を遣わし土儀を具えて京に赴き謝恩する有り。此れが為に特に正使法司王翦翁寛・副

使紫金大夫楊徳昌・使者馬維興・都通事魏学源等を遣わし、表章を齋奉せしむ。官伴総べて共計六十六員名を率領し、船隻に坐駕し、土儀の金鶴形一對鶴踏銀岩座各全・盔甲一領護手護廉各全・金靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・黒漆靶鞘鍍金銅結束腰刀二十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束鎗一十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束劔一十把・黒漆洒金馬鞍一坐轡銜絡頭前後牽轆轡脊障泥鍍俱全・金彩画圍屏二対・精製摺扇五百把・土糸綿二百束・練蕉布三百疋・土苧布一百疋・白剛錫五百觔・紅銅五百觔を装載せしむ。再た御書を頒賜せらるるを蒙れば、別に金鶴形一對鶴踏銀岩座各全を具えて前来せしめ、京に赴き天恩に恭謝せしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の盤阻して便ならざるを致すを恐る。合行に符文を給発すべし。此れが為に王府、礼字第二百六十七号の半印勘合の符文一道を給して都通事魏学源等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の験実に出れば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母からしめよ。須らく符文に至るべき者なり。

計開

京に赴く

- |          |     |        |
|----------|-----|--------|
| 正使法司王翦一員 | 翁 寛 | 人伴二十五名 |
| 副使紫金大夫一員 | 楊徳昌 | 人伴一十七名 |
| 使者一員     | 馬維興 | 人伴七名   |
| 都通事一員    | 魏学源 | 人伴六名   |

王翦大夫随帶通事二員 鄭思恭 人伴五名  
 梁大章  
 右の符文は都通事魏学源等に付し、此れを准けしむ  
 道光十八年（一八三八）八月十五日

2-167-29

国王尚育の、進貢のため都通事王宏遠等に付した符文

琉球国中山王尚（育）、進貢の事の為にす。

照得するに、本爵は世々天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年に一貢す。欽遵して案に在り。茲に道光十八年の貢期に当たり、特に耳目官章鴻勳・正議大夫林奕海・都通事王宏遠等を遣わし、表章を齋捧し、梢役共に二百員名を過ぎざるを率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を將て均分して両船に装載す。一船、礼字第二百六十九号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装運し、一船、礼字第二百七十号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を載運し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。合行に符文を給発すべし。此れが為に王府、礼字第二百六十八号の半印勘合の符文一道を給して都